

7 再認定

受給者証の有効期間は1年間です。引き続き認定を希望される場合は再認定の手続きが必要です。再認定の場合も上記「**4** 申請に必要な書類」が必要です。(申請書は毎年、診断書は2年に1回必要です。詳しくは**4**の②をご確認ください。)

有効期限の3ヶ月前から、手続きを行うことができます。有効期限までに手続きを済ませてください。

8 精神保健福祉手帳との同時申請について

精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院医療）を同時に申請する場合は、**手帳用診断書**1枚で申請を行うことが可能です。

準備いただく物 手帳用申請書、手帳用診断書
「**4**の申請に必要な書類（診断書以外）」

9 その他

- 受給者証に記載された内容に変更がある場合は、速やかに変更届を提出してください。
- 紛失または破損した場合、再交付申請書を提出してください。
※提出先は、市町担当窓口です。

このほか、自立支援医療（精神通院医療）制度についての
ご質問・ご相談がありましたら、
あなたのお住まいの市町または最寄りの県保健所まで
お問い合わせください。

自立支援医療 (精神通院医療) 制度 についてのお知らせ

令和4年1月版

三重県こころの健康センター

1 自立支援医療(精神通院医療)制度とは

精神疾患(てんかんを含む)の治療のために、指定医療機関(各都道府県等から指定を受けた病院等)に通院されている方を対象に、通院医療費が公費にて負担される制度です。自己負担は原則1割で、一定の要件により負担上限月額が設定されます。有効期間は、1年以内です。

★本制度は「通院」医療に関する制度のため、「入院」医療には適用されません。

2 自立支援医療(精神通院医療)の対象となる人は

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患有する方で、通院による精神医療を継続的に必要な方が対象となります。

★入院しないで行われる医療(外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護)が対象です。

★処方された薬のうち、精神疾患有する薬以外(風邪薬など)は原則対象外となります。

3 申請窓口

市町の担当窓口

4 申請に必要な書類

① 申請書

必要事項を記入してください。薬を薬局で受けとられる方や、訪問看護を利用される方は薬局や訪問看護ステーションも記入してください。

受診者が18歳未満の場合は、保護者の方が申請者となります。

② 診断書(市町受付時3ヶ月以内のもの)

診断書の作成には病院等の規定に基づく費用が必要です。

○新規に申請をされる方、お持ちの受給者証の有効期限を過ぎてから申請をされる方

→ 診断書が必要となります。

○前回診断書を提出し、前回申請時点から病状及び治療方針の変更がない方

→ 診断書を省略することができます。

○前回診断書を省略された方

→ 診断書が必要となります。

★診断書の代わりに、手帳用診断書に基づき交付された精神保健福祉手帳(写し)により支給認定を受けることも可能です。

対象の方 → 手帳所持者で自立支援医療を新規に申請される方

有効期間 → 手帳の有効期間の残期間(ただし最長1年間)となります。

③ 健康保険証(写)

④ 課税状況が確認できるもの

・マイナンバー関係書類

・市町民税課税証明書 社会保険の方 → 被保険者本人分

国民健康保険・後期高齢者医療保険の方 → 加入者全員分

※課税状況を確認するための「同意書」を提出することで、省略できる場合があります。

提出する市町の窓口でご相談ください。

※生活保護世帯の方は不要です。

⑤ 収入申告書 …… 市町民税非課税世帯の方

⑥ 医療機関の追加指定に関する意見書

現在通院している医療機関と薬局以外の他の医療機関の利用を希望する場合に必要となります。(デイケア・訪問看護など)

⑦ 現在お持ちの自立支援医療受給者証(再認定の場合)

★①申請書 ⑤収入申告書は、市町の担当窓口に指定の用紙があります。

★②診断書 ⑥医療機関の追加指定に関する意見書は市町の担当窓口や病院等に指定の用紙があります。

★①②⑤⑥とも当センターのホームページからもダウンロードできます。

5 認定後

受診の際は指定医療機関窓口に、交付された自立支援医療受給者証及び自己負担上限額管理票を提示してください。自己負担上限額管理票には、自己負担額が記入されますので、負担額の確認をしてください。

6 毎月の自己負担限度額一覧

所得や「重度かつ継続」の対象疾患に応じて、毎月の負担上限月額が設定されています。

区分	対象	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の方	0円
低所得1	市町民税非課税世帯で、通院をする方の1年間の収入が80万円以下の方	2,500円
低所得2	市町民税非課税世帯で、通院をする方の1年間の収入が80万円を超える方	5,000円
中間所得1	市町民税所得割が3万3千円未満の方	5,000円
	「重度かつ継続」に該当する方 「重度かつ継続」に該当しない方	負担上限額なし、1割負担
中間所得2	市町民税所得割が3万3千円以上23万5千円未満の方	10,000円
	「重度かつ継続」に該当する方 「重度かつ継続」に該当しない方	負担上限額なし、1割負担
一定所得以上	市町民税所得割が23万5千円以上の方	20,000円
	「重度かつ継続」に該当する方 「重度かつ継続」に該当しない方	制度の対象外

「重度かつ継続」の対象疾患 ※()内は、ICDコード

(F0)認知症、高次脳機能障害等の器質性精神障害

(F1)アルコール依存、薬物依存等の精神作用物質による障害

(F2)統合失調症

(F3)うつ病、躁うつ病等の気分障害

(G40)てんかん

(F4~F9)精神保健指定医又は、3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院治療を要すると診断された障害